

神戸市療育ネットワーク会議「第7回 医療的ケア児の支援施策検討会議」

(日時) 令和3年11月4日(木) 15:00～

(場所) 三宮研修センター 505会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1)神戸市における医療的ケア児の通いの場について

(2)医療的ケア児の支援について

3. 閉 会

資 料

- 資料1 医療的ケア児について
- 資料2 教育・保育施設における医療的ケア児受入状況(報告)
- 資料3-1 神戸市教育・保育施設等においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ
- 資料3-2 認定こども園(1号認定)・私立幼稚園においてお子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ
- 資料4 神戸市内の特別支援学校等における医療的ケア児受入状況について(報告)
- 資料5 神戸市立特別支援学校の医療的ケアの状況
- 資料6 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア児の受け入れの現状
- 資料7 医療的ケア児等コーディネーター配置について(案)
- 資料8 医療的ケア児等支援体制イメージ図(案)
- 資料9 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について
- 資料10 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像
- 資料11 医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援(イメージ)
- 資料12 第6回 医療的ケア児の支援施策検討会議(令和2年11月26日)の議事要旨

[参考] 神戸市療育ネットワーク会議/医療的ケア児の支援施策検討会議(概要)

医療的ケア児について

医療的ケア児とは

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 2 条

「医療的ケア」: 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為

「医療的ケア児」: 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18 歳未満の者及び 18 歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部という）に在籍するもの）

医療的ケア

※令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い示された「障害福祉サービス等における医療的ケアの判定スコア」にて「医療的ケア」として示された行為（①～⑭）

①	人工呼吸器（排痰補助装置等を含む。）の管理
②	気管切開の管理
③	鼻咽頭エアウェイの管理
④	酸素療法
⑤	吸引（口鼻腔・気管内吸引）
⑥	ネブライザーの管理
⑦	経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管等）
⑧	中心静脈カテーテルの管理
⑨	皮下注射（インスリン注射等）
⑩	血糖測定
⑪	継続的な透析
⑫	導尿（尿道留置カテーテル、尿路ストーマ等を含む。）
⑬	排便管理（消化管ストーマ、摘便等を含む。）
⑭	痙攣時の坐薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置

神戸市における医療的ケア児数の把握

令和 3 年度 神戸市内の特別支援学校、市立小中学校の医療的ケア児

	特別支援学校 (県立・市立)	小中学校 (市立)	計
中学生（1～3 年生）	25	7	32
小学生（1～6 年生）	41	21	62
合計	66	28	94

上記より、神戸市における医療的ケア児は、1 学年あたり約 10 人と想定。

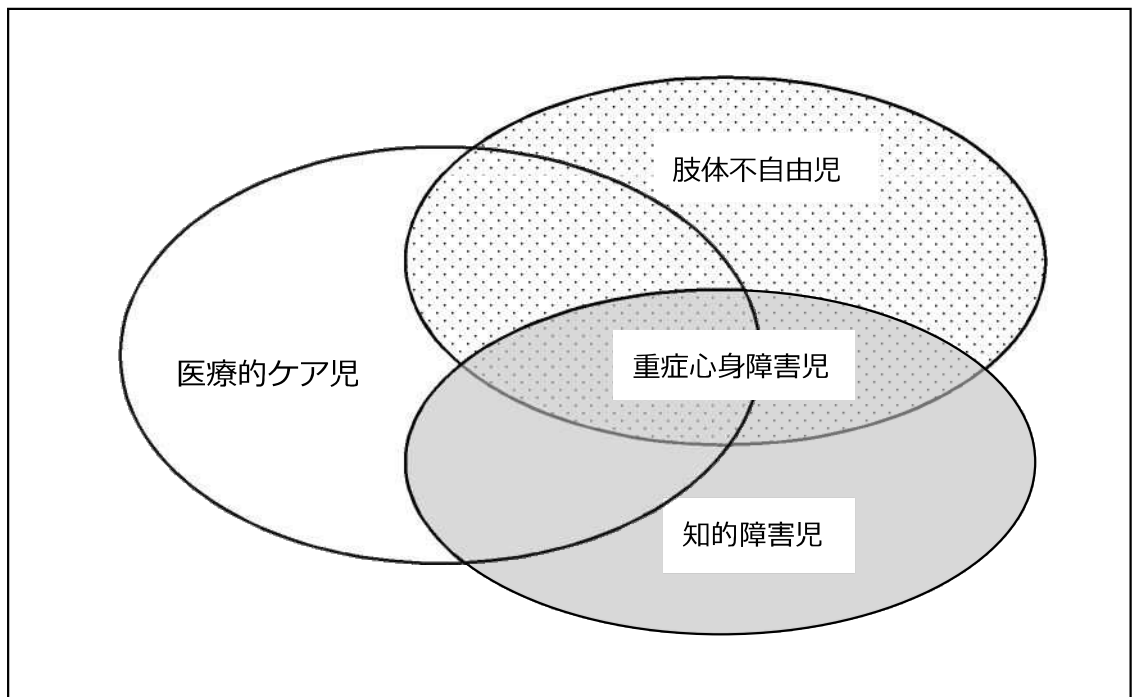
(参考)

重症心身障害児とは

- ・重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。
- ・身体障害者手帳 1 級または 2 級（肢体不自由）、かつ療育手帳 A（重度）を所持している子ども

医療的ケア児と重症心身障害児の違い

- ・医療的ケア児の状態像は多様であり、寝たきりの重症心身障害児から、肢体不自由や知的障害を伴う児童、知的・肢体には全く障害はないが、医療的ケアが必要な児童まで、幅が広い。



教育・保育施設における医療的ケア児受入状況（報告）

1. 令和3年度 教育・保育等における受入れ可能施設（市内10保育施設）

区	施設名	対象年齢/受入可能時間
東灘区	連こ) おかもと虹こども園	施設の受入可能年齢/要相談
灘区	連こ) めばえの園認定こども園	施設の受入可能年齢/要相談
中央区	連こ) 友愛幼児園	2歳児クラス~/9時~17時
兵庫区	公保) 松原保育所	2歳児クラス~/9時~17時
北区	連こ) このみ保育園	施設の受入可能年齢/9時~17時
長田区	公保) ふたば保育所	2歳児クラス~/9時~17時
須磨区	公保) 須磨保育所	2歳児クラス~/9時~17時
垂水区	小) ちっちゃなこども園ふたば	満2歳までで施設の受入可能年齢/要相談
垂水区	私保) 舞多聞よつば保育園	施設の受入可能年齢/要相談
西区	連こ) あさひ保育園	施設の受入可能年齢/要相談

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

※1号認定子どもについては、受入れにあたり訪問看護ステーションを利用

2. 年齢別受入れ状況

(人)

クラス年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
5歳児	1	3	4	2
4歳児	2	3	0	3
3歳児	4	1	5	5
2歳児	0	3	2	3
1歳児	2	1	4	0
0歳児	0	1	0	0
合計	9	12	15	13
内訳(再掲)	保育施設 (9) 私立幼稚園 (0)	保育施設 (11) 私立幼稚園 (1)	保育施設 (13) 私立幼稚園 (2)	保育施設 (9) 私立幼稚園 (4)

3. ケア別実施状況

(人)

医療的ケア	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
たん吸引	6	9	6	4
酸素療法	2	2	4	4
経管栄養	2	3	2	3
導尿	0	1	2	0
胃ろう管理				1
インスリン注射	1	1	2	4
合計	11	16	16	16

神戸市教育・保育施設等において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

資料3-1

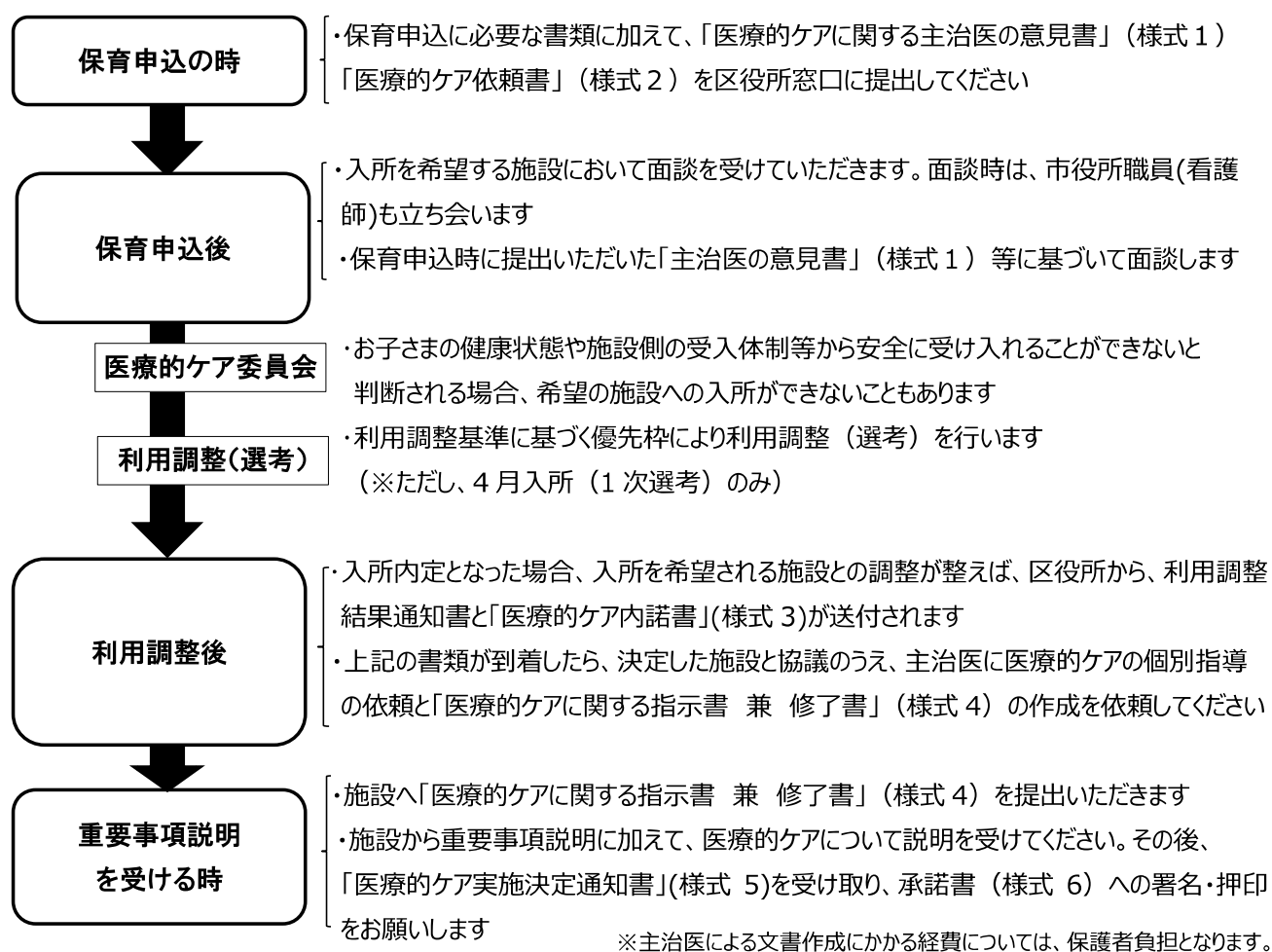
1. 保育施設へのお申し込みにあたって

神戸市では、裏面の教育・保育施設等において、医師の指示・指導の下、看護師等が、日常生活に必要な医療的ケアを実施しています（対象ケアは「3 提供できる医療的ケア」をご確認ください）。お子さまが、保育を必要とする状況で、医療的ケアが必要な場合、下記の「2. 利用申込みの手続について」とおり、通常の保育所等への入所手続きに加え、「医療的ケアに関する主治医の意見書」等をご準備いただき、利用手続を行っていただきます。

なお、お子さまの健康状態や施設側の受入体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、希望の施設への入所ができないことや、入所日が延期されることがありますので、予めご了承ください。

2. 利用申込み手続について

通常の保育利用の申込みに加え、下記の手続きが必要です。



3. 日常生活に必要な医療的ケア

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・吸引（口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（鼻カニューラ・酸素マスク）
- ・導尿
- ・その他施設で対応可能な医療的ケア

4. 注意事項

- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・施設により、受入可能年齢や受入時間、医療的ケアの種類が異なります。
- ・看護師等の配置状況によっては、受入できる時間を制限させていただく場合があります。

- ・受け入れ体制を整えるためにご希望日からの受入ができない場合があります。
- ・入所後も、半年ごとに主治医の指示書を施設へご提出いただく必要があります。
- ・施設への受入れ人数には制限があります。

5. 受入れ可能施設

施設名	住所／電話番号	対象年齢／受入可能時間
連こ) おかもと虹こども園	東灘区岡本 3-2-6 / 412-2262	施設の受入可能年齢 / 要相談
公保) 本山保育所	東灘区岡本 1-7-6 / 451-0567	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 魚崎保育所	東灘区魚崎南町 2-11-11 / 411-4354	2歳児クラス～ / 9時～17時
連こ) めばえの園認定こども園	灘区灘南通 4-4-2 / 806-3333	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) 友愛幼稚園	中央区吾妻通 5-2-20 / 231-5818	2歳児クラス～ / 9時～17時
私保) くすのき愛児園 ※	中央区楠町 6-11-1 / 871-9553	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 松原保育所	兵庫区松原通 4-2-27 / 651-5521	2歳児クラス～ / 9時～17時
連こ) このみ保育園	北区山田町下谷上字箕谷 21-1 / 583-2203	施設の受入可能年齢 / 9時～17時
連こ) 頌栄保育園	北区鳴子 2-11-2 / 593-3893	施設の受入可能年齢 / 要相談
公保) ふたば保育所	長田区二葉町 7-1-30 / 621-8561	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 須磨保育所	須磨区大黒町 4-1-2 / 732-4842	2歳児クラス～ / 9時～17時
公保) 菅の台保育所	須磨区菅の台 4-6 / 791-0678	2歳児クラス～ / 9時～17時
小) ちっちゃなこども園ふたば	垂水区舞多間東 2-6-9 / 784-5333	満2歳までで施設の受入可能年齢 / 要相談
私保) 舞多間よつば保育園	垂水区舞多間西 5-11-4 / 784-5333	施設の受入可能年齢 / 要相談
連こ) かすみがおか虹こども園	垂水区霞ヶ丘 1-6-19 / 707-5554	2歳児クラス～ / 9時～17時
連こ) あさひ保育園	西区桜が丘東町 1-3-1 / 994-0170	施設の受入可能年齢 / 要相談
公保) 玉津保育所	西区玉津町新方字東方 211-3 / 911-4909	2歳児クラス～ / 9時～17時

連こ) 幼保連携型認定こども園 私保) 私立保育園 公保) 公立保育所 小) 小規模保育事業

※くすのき愛児園はR4.4月新規開所予定のため、体制が整い次第受入開始となります。

6. 申込み先

受入可能施設の所在する区役所	住所	電話番号
東灘区こども家庭支援課こども福祉係	東灘区住吉東町-2-1	078-841-4131 (代)
灘区こども家庭支援課こども福祉係	灘区桜口町 4-2-1	078-843-7001 (代)
中央区こども家庭支援課こども福祉係	中央区雲井通 5-1-1	078-232-4411 (代)
兵庫区こども家庭支援課こども福祉係	兵庫区荒田町 1-2-1-1	078-511-2111 (代)
北区こども家庭支援課こども福祉係	北区鈴蘭台北町 1-9-1	078-593-1111 (代)
長田区こども家庭支援課こども福祉係	長田区北町 3-4-3	078-579-2311 (代)
須磨区こども家庭支援課こども福祉係	須磨区大黒町 4-1-1	078-731-4341 (代)
垂水区こども家庭支援課こども福祉係	垂水区日向 1-5-1	078-708-5151 (代)
西区こども家庭支援課こども福祉係	西区玉津町小山 180-3	078-929-0001 (代)

7. 問合せ先

	住所	電話番号
こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6-5-1	078-331-8181 (代)

認定こども園(1号認定)・私立幼稚園において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

神戸市では、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要で、集団生活が可能な状態にある児童が、認定こども園(1号認定)・幼稚園において心身の状況に応じた教育・保育を受ける際に、受け入れ園が訪問看護ステーションを活用して看護師の派遣受け入れを行うことができるよう支援しています。

1. 受け入れ対象とする医療的ケアの内容

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・吸引（口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（鼻カニューラ、酸素マスク）
- ・導尿
- ・その他施設・訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア

2. 補助の対象となる時間帯

1週あたり10時間を上限として、訪問看護ステーションからの看護師派遣が可能です。
※預かり保育の時間帯は除く、通常の教育・保育時間内に限ります。

3. 注 意 事 項

- ・対応が可能なか、入園を希望する認定こども園、幼稚園にご相談ください。
- ・本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- ・利用するには、「医療的ケアに関する主治医の意見書」や「医療的ケアに関する指示書」などの文書が必要となります。なお、主治医による文書作成にかかる経費については、保護者負担となります。
- ・入園後も、主治医の指示書は半年毎に更新が必要です。
- ・公立幼稚園や、保育認定を受けて入園をされる方は、別途制度があります。
公立幼稚園は園へ、保育認定は利用申込をする区役所・支所 ども福祉係 までお申し出ください。
※保育認定においては、実施園が決まっております。

4. 問 合 せ 先

	住所	電話番号
こども家庭局幼保事業課 (保健医療指導担当)	中央区加納町 6-5-1	078-331-8181 (代)

神戸市内の特別支援学校等における医療的ケア児受入状況について（報告）

（令和3年5月1日現在）

1. 神戸市立特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校の受入れ状況

（人）

	特別支援学校（市立）		幼・小・中・高（市立）	
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年
高	39	31	0	2（1）
中	19	23	12（1）	7（0）
小	48	40	20（13）	21（14）
幼	0	0	1（0）	1（1）
合計	106	94	33（14）	31（16）

※（ ）内は訪問看護師派遣人数

2. 主なケア別実施状況（神戸市立特別支援学校、市立幼稚園・小中高等学校）

（延べ人数）

医療的ケア内容	特別支援学校（市立）		幼・小・中・高（市立）	
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年
人工呼吸器	20	22	2（1）	2（1）
たん吸引（気管切開部の衛生管理含む）	110	104	12（7）	7（6）
経管栄養	75	71	7（4）	8（7）
酸素療法	48	46	4（1）	5（2）
導尿	7	7	11（3）	11（6）
インスリン注射	0	0	3（2）	4（2）
合計	260	250	39（18）	37（24）

※（ ）内は訪問看護師派遣延べ人数

【参考】

神戸市内の兵庫県立特別支援学校の受入れ状況（令和3年度）

（1）受入れ状況

高等部 1名／中学部 2名／小学部 1名

（2）主な医療的ケアの実施状況（延べ人数）

酸素療法 2名／たん吸引、経管栄養、導尿 各1名

神戸市立特別支援学校の医療的ケアの状況

1 医療的ケアの必要な児童生徒数と人工呼吸器の児童生徒数

	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	(R3/H21)
医療的ケ アの必要 な児童生 徒数	46	53	56	69	72	76	75	78	86	90	97	100	94	2.04 倍
人工呼吸 器の児童 生徒数	3	4	4	3	5	7	10	8	12	15	17	20	22	7.3 倍

2 国の状況



「令和元年度学校における医療的ケアに関する連絡協議会」（文部科学省 R1,12,25）資料

児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア児の受け入れの現状

I. 医療的ケアに関する調査報告（県調査 神戸市分）

1. 概要 実施月 : 令和3年8月
 調査件数 : 322事業所（重心型 : 17事業所、非重心型 : 305事業所）
 回答件数 : 173事業所（重心型 : 12事業所、非重心型 : 161事業所）回答率 53.7%
 ※「重心型」は、主として重症心身障害児の受け入れを前提とした
 配置基準を満たした事業所
 「非重心型」は、「重心型」以外の事業所

2. 調査結果

①医療的ケア児の受入状況 (単位：事業所)

	事業数 (全体事業所数 322ヶ所) R3.5.1 現在		アンケート回答 (173事業所)			
			事業数	医療的ケア		
				受入あり	受入なし	
児童発達支援	重心型	10	8	6	2	
	非重心型	124	78	5	73	
	合計	134	85	11	74	
放課後等デイサービス	重心型	16	10	10	0	
	非重心型	252	127	9	118	
	合計	268	136	18	118	

②医療的ケア児の有無とその人数 (単位：事業所) n=173

医療的ケア児	
いない	153
いる	20
(内) 1人	5
2人	2
3人	3
5人以上10人以下	6
11人以上	4

合計 123人 (重複あり)

③事業所における医療的ケアの実施状況 (単位：事業所)

※服薬管理のみの場合は「取り組んでいない」 n=173

医療的ケアの実施状況	
取り組んでいる	6
取り組んでいない (今後、実施を検討したい)	3
取り組んでいない (実施予定なし)	8
無回答	156

④提供している医療的ケアの内容（複数回答）

（単位：事業所） n=6

提供している医療的ケアの内容													
人工呼吸器管理 （人工呼吸器） レスピレーター	ニューレカ管理 （ニューレカ） 伴う気管内吸引、気管カ 気管内挿管、気管切開に 気管切開	鼻咽頭エアウェイ	酸素吸入	吸引 （気管内・口腔内含む）	ネブライザー使用	ニエ （中心静脈栄養）	チューブ栄養 （鼻・胃ろう・ 経管）	腸ろう、経管栄養	接続注入ポンプ	継続する透析 （腹膜灌流を含む）	定期導尿	人工肛門 （ストマ管理）	てんかん （発作時の座薬挿入）
3	6	1	4	5	3	0	6	2	0	0	3	0	0

⑤医療的ケア児を受入のための課題（複数回答）（単位：事業所） n=173

医療的ケアに取り組むための課題	
①人員基準上、必要な職員確保が困難	86
②連携先の医療機関の確保	56
③周辺に医療的ケアが必要な児童の受入れ可能な事業所がない	24
④事業所内設備が不足	70
⑤利用対象者がいない（または少ない）	105
⑥報酬が少ない	25
⑦ノウハウがない、スキル不足	103
⑧その他	6

⑥関係機関との連携（複数回答）（単位：事業所） n=173

医療機関との連携	
連携がとれていない	60
連携がとれている（往診）	10
連携がとれている（病院に搬送して受診）	34
連携がとれている（訪問看護の派遣）	6
連携がとれている（その他）	43
顧問（嘱託）医がいる	37

訪問看護ステーションとの連携	
連携がとれていない	146
電話等による相談のみ	10
事業所内の訪問看護事業の利用	6
その他	11

市との連携	
連携がとれていない	59
電話等による相談のみ	91
メールやインターネットによる連携	39
協議する場があり連携している	6

学校等との連携	
連携がとれていない	37
電話等による情報共有のみ	81
連絡帳等による情報共有のみ	35
協議する場があり連携している	44
その他	21

II. 報酬請求情報等にもとづく医療的ケア児の受け入れ状況

※令和3年9月報酬請求情報より算出（ただし、重心型は聞き取り調査より算出）

	事業数 (全体事業所数 322 ヶ所)			医療的ケア児受入あり	
	R3.5.1 現在事業数			事業数	延べ利用人数
児童発達 支援	134	重心型	10	9	28
		非重心型	124	4	17
		合 計	134	13	45
放課後等 デイ	268	重心型	16	16	117
		非重心型	252	5	8
		合 計	268	21	125

重心型事業所 実事業所数 17 事業所

（内訳）児童発達支援・放課後等デイサービスともに提供 9 事業所

児童発達支援のみ提供 1 事業所

放課後等デイサービスのみ提供 7 事業所

医療的ケア児等コーディネーター配置について（案）

1. 趣旨

医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたり、必要なサービスも多岐にわたっている。医療的ケア児等に対する関連分野の支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」（以下「コーディネーター」という）を配置し、医療的ケア児等の地域生活における支援体制の推進を図る。

2. コーディネーター配置にむけて

(1) 役割 ※厚労省「医療的ケア児等コーディネーター養成研修 実施の手引き」（以下、手引き）より抜粋

コーディネーターには、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。

(2) 求められる資質 ※手引きより

- 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- 多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力
- 本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- 医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）
- 本人のサービス等利用計画を作成する相談支援専門員のバックアップ
- 地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力

(3) 業務内容

- ①医療的ケア児等とその家族に対する相談対応
- ②必要なサービスを紹介するとともに、医療的ケア児等を関係機関につなげる
- ③必要に応じ、関係機関の協議の場に参画し、医療的ケア児等の地域における課題の整理や検討を行う。

(4) 神戸市における配置

- 「兵庫県医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を修了した、相談支援事業所、訪問看護事業所、学校等の職員を想定。
- 「障害者相談支援センター」や「児童発達支援センター」にコーディネーターを配置し、各区自立支援協議会等を活用しながら、各事業所のコーディネーターとのネットワークづくりや困難事例への助言等の後方支援を行う（各区1人程度配置を目指す）。

■「兵庫県医療的ケア児等コーディネーター養成研修」修了者

	人数				加算取得 事業所数
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	
1 相談支援事業所等	13	12	1	26	15
2 訪問看護事業所等	3	4	1	8	-
3 児童発達支援センター等	0	0	0	0	0
4 障害児通所支援事業所	0	10	0	10	-
5 学校	0	1	2	3	-
6 市町福祉担当課	0	1	0	1	-
7 その他	2	5	1	8	-
合計	18	33	5	56	15

(5) 課題

- 県が指定する「医療的ケア児等支援センター」との関係
- 地域の中核となる障害者相談支援センター等の機関において、医療的ケア児等コーディネーターが医療に関する相談に対応できる体制づくり

3. スケジュール

- 令和3年度 体制整備（研修開催、ネットワークづくりに着手）
- 令和4年4月 コーディネーター公表（市HP掲載）

医療的ケア児等支援体制イメージ図（案）

医療的ケア児支援センター

兵庫県が指定（未定）

（神戸市）こども家庭局・福祉局・教育委員会

後方支援

療育ネットワーク会議

医療的ケア児等コーディネーター配置事業所

児童発達支援センター

障害者相談支援センター

各区 1 名程度

計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所

各事業所等に配置

訪問看護事業所

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

学校

等

連携

医療機関

訪問看護事業所

学校

保育所

幼稚園

計画相談事業所・障害児相談事業所

障害児通所支援事業所

役割

- 情報提供・情報共有
- 支援に必要な知識・技術の普及啓発
- 研修の開催

- 地域資源の集約
- 連絡会・意見交換会の開催
- 困難事例への対応・助言
(自立支援協議会等の活用)

- 相談対応（電話相談・家庭訪問）
- サービス等利用調整（必要なサービスの紹介）

府子本第 742 号
3 文科初第 499 号
医発 0618 第 1 号
子発 0618 第 1 号
障発 0618 第 1 号
令和 3 年 6 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
小中高等学校を設置する学校
設置会社を所轄する構造改革
特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)
文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和 3 年法律第 81 号)」
(以下「法」という。)は令和 3 年 6 月 18 日に公布され、令和 3 年 9 月 18 日(公
布の日から起算して 3 月が経過した日)から施行されることである。

法の目的及び概要は下記のとおりであるので、管内区市町村・教育委員会・関係
団体等はその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、法の運
用に遺憾のないようにご配慮願いたい。

記

第1 法の目的

この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたこと。

第2 法の概要

一 総則

1 定義について（第2条関係）

- (1) 「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為としたこと。
- (2) 「医療的ケア児」の定義を、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）に在籍するものをいう。二の1(2)において同じ。）としたこと。

二 基本理念

1 基本理念について（第3条関係）

- (1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないものとしたこと。
- (2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないものとしたこと。
- (3) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が18歳に達し、

又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならないものとしたこと。

- (4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。三の2(2)において同じ。）の意思を最大限に尊重しなければならないものとしたこと。
- (5) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならないものとしたこと。

2 国の責務について（第4条関係）

国は、1の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有するものとしたこと。

3 地方公共団体の責務について（第5条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するものとしたこと。

4 保育所の設置者等の責務について（第6条関係）

保育所の設置者、認定こども園（保育所又は幼稚園であるものを除く。以下同じ。）の設置者及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

また、放課後児童健全育成事業を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

5 学校の設置者の責務について（第7条関係）

学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

6 法制上の措置等について（第8条関係）

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとしたこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策

1 保育を行う体制の拡充等について（第9条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法の仕事・子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(2) 保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）又は喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。三の2(3)において同じ。）を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

2 教育を行う体制の拡充等について（第10条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(2) 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

3 日常生活における支援について（第11条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとしたこと。

4 相談体制の整備について（第12条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとしたこと。

5 情報の共有の促進について（第13条関係）

国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

四 医療的ケア児支援センター等

1 医療的ケア児支援センター等について（第14条関係）

(1) 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるものとしたこと。

① 医療的ケア児（18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下1及び六の2(2)において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

② 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

④ ①から③までに掲げる業務に附帯する業務

(2) (1)による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行うものと

したこと。

- (3) 都道府県知事は、1の業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとしたこと。

2 秘密保持義務について（第15条関係）

医療的ケア児支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないものとしたこと。

3 報告の徴収等について（第16条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができるものとしたこと。

4 改善命令について（第17条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとしたこと。

5 指定の取消しについて（第18条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターが3による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは3による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は医療的ケア児支援センターが4による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができるものとしたこと。

五 補則

1 広報啓発について（第19条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援の重要性等について国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとしたこと。

2 人材の確保について（第 20 条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

3 研究開発等の推進について（第 21 条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他医療的ケア児の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとしたこと。

六 施行期日等

1 施行期日について（附則第 1 条関係）

この法律は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行するものとしたこと。

2 検討について（附則第 2 条関係）

- (1) この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしたこと。
- (2) 政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。
- (3) 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けられることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援

どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター（都道府県）

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの **様々な相談に総合的に対応**。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関間を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への **地域の活用可能な資源の紹介**を行う。

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
 ※都道府県が自ら行う場合も含む。
 ※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族の **ニーズの地域への共有**を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の **情報収集・発信**を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の **研修を実施**する。
- ▶ 地域の関係機関からの **専門性の高い相談に対する助言等**を行う。

管内の情報の集約

医療的ケア児に係る様々な相談

- 仕事と育児を両立させたい。。
- 先々の子育ての見通しが見えない。。
- 兄弟に関わる時間がとれない。。
- 緊急時の預け先がない。。
- 夜間のケアが難しい。。

市町村等（地域の支援の現場）



センター設置により相談先が明確化。

医療的ケアのある子どもとその家族

どこに相談すれば良いかわからない。。

支援の実施

- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

神戸市療育ネットワーク会議「第6回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 令和2年11月26日(木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 705 会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れについて

<事務局より資料1、資料2-1、資料2-2について説明後、委員による意見交換>

○保育所等でのヒヤリハット・インシデント報告についてはどのようになっているか。

●医療的ケア児の受け入れに関しては、現在のところ、ヒヤリハット・インシデント報告はない。保育全体でのヒヤリハット報告の中に、「医療的ケア」に関する項目を入れて、各施設から報告が上がる仕組みにしている。

○資料2-1の注意事項に「看護師の配置状況によっては、受け入れる時間を制限させていただく場合があります。」とはどのようなことか。

●受け入れの段階で、保護者との面接による施設でのケアを想定した動きや、ケア・保育の展開の協議、看護師の医療施設での研修などに、約2カ月の準備期間がある。看護師の配置と準備が整ってからの受け入れになるため、受け入れ時期を保護者と相談する場合がある。また、神戸市の医療的ケアの提供の仕組みの中で、受け入れは必ず看護師がいることを前提にしている。何らかの理由で看護師が不在になる時間が発生すると、保育士ではケアの提供ができないため、保護者と受け入れ時間を相談する場合がある。看護師がいる時間帯での受け入れという点で影響を受ける。

○医師を交えて定期的な会議は行っているのか。

●保育所へは3か月ごとに所管課が巡回を行い、巡回の後、医療的ケア委員会を実施し、嘱託医や園医の先生に意見をいただいている。

○人工呼吸器装着児の医療的ケアについては何か考えているのか。

●現在は、吸引、酸素療法、導尿、経管栄養の4つのケアで受け入れている。人工呼吸器の児童が増えていることは承知しているが、健常児との集団保育の中で医療的ケア児を受け入れるには、子どもの安全面を十分に議論にした上で受け入れる必要があると考えている。将来的には、人工呼吸器の児童を集団の中に受け入れていくことが、子どもの成長にとっても非常に有意義なことだと考えているが、少しずつ安全性を確認しながら進めいきたい。

○医療的ケア児の受け入れに関しては、児童発達支援センターや児童発達支援事業所との役割分担があると思うので、包括的な神戸市の仕組みを検討していただきたい。

○訪問看護ステーションで子どもの医療的ケアをする看護師が少ないと聞いている。訪問看護ステーションは、神戸市で探すのか、受け入れ施設で探すのか。訪問看護ステーションとの連携の方法について伺いたい。

- 小児に特化した訪問看護ステーションが少ないことは承知している。受け入れ施設や保護者の方で探していただくことは難しいので、主治医の先生が勤務する病院の地域医療連携室にご協力いただき、訪問看護ステーションを紹介していただく形にしている。
- 資料2-1の注意事項に「施設への受入れ人数には制限があります」「受け入れ体制を整えるためには希望日からの受入ができない場合があります」などと記載があるのは、看護師の環境が整っていないことが原因なのか。
- 資料2-1の保育所、保育園、認定こども園は、看護師が常勤で職員として配置されている施設になる。資料2-2は、訪問看護ステーションを利用した幼稚園で、教育標準時間4時間のケアとなるので、幼稚園や1号認定の場合は、訪問看護ステーションでの実施が可能になれば、その後はスムーズに進む。

2. 神戸市立特別支援学校等における医療的ケアについて

<事務局より資料3、資料4、資料5について説明後、委員による意見交換>

- 特別支援学校における医療的ケアについての5つの課題及び報告をさせていただく。

1つ目は、就学時の保育施設と教育委員会との連携について。前回の会議で、保育施設で十分な医療的ケアを受けた子どもたちが、特別支援学校では入学後に保護者の付き添いが必要になることや、スクールバスに乗れない場合があるなどの情報を就学前に伝え、保育施設と保護者と学校でしっかり就学を進めていくことが、検討事項になっていたので、進捗状況を教えていただきたい。

2つ目は、宿泊時である。修学旅行やキャンプの時、人工呼吸器を使用している子どもたちには保護者に付き添いしていただいているが、保護者としては、他の子どもたちと同様に保護者の負担なしに行かせたい希望がある。学校指導医の先生を中心にした教育委員会主催の医療的ケア検討委員会で、保護者も納得できる宿泊時の付き添いの有無の条件を確立していく動きがある。

3つ目は、通学に関すること。スクールバスに乗ったら吸引ができないなどの通学時に規制がある。看護師添乗による通学支援（タクシー添乗）が進められているが、看護師が安心して添乗できる体制整備が課題になっている。

4つ目は、保護者支援。医療的ケアの中でも最重度な子どもの保護者の方は、子どもが生まれてから様々な課題を抱えながら子育てをされており、精神的にもしんどい思いをされている。教員が対応に苦慮することもある。

5つ目は、医療的ケアを支える看護師の配置について。神戸市では、今年度、初めて友生支援学校に主任看護師として常勤看護師の配置がされた。他の学校は、すべてパート看護師で常勤ではないため、引継ぎや情報共有を工夫しながら行っている。常勤の看護師の配置を望む。

- 特別支援学校の課題は、看護師の不安の問題が大きいと感じる。支援学校では医療的ケアの児童数が非常に多く、常勤ではなく非常勤の看護師が日替わりで対応される。学校場面は教育が中心であるため、教室に看護師が待機されているわけではなく、ケアが必要なときに呼ばれて行く。保育所での看護師の対応と全然違う。常に顔を会わせない医療的ケア

- 児に対してどこまで責任を持てるのか、非常にしんどい状況と思われる。看護師の常勤配置など雇用の保障をしないと課題解決は難しい。
- 学校での看護師の雇用の問題は、全国的にも大きな問題であり、大抵の場合は非常勤の雇用である。学校の看護師に対する研修については、今年度から兵庫県が学校看護師向けの研修を実施している。
 - 就学時の保育施設と教育委員会との連携については、学校での医療的ケアについてのパンフレットの作成が兵庫県教育委員会で検討されている。
 - 医療的ケア児が小学校へ入学すると、保護者の就労の機会が失われるのか。
 - 特別支援学校では、看護師、もしくは、3号研修（喀痰吸引等研修）を受講した教員が医療的ケアを行うことになるが、保護者の方の付き添いが不要となるまでには一定期間が必要になる。経管栄養や導尿の場合は比較的短期間だが、人工呼吸器の場合は保護者の方と一緒に子どもの様子をみながら生活状況を把握するため期間が長くなる。保護者の承諾を得て協力いただいている現状がある。
 - 訪問看護ステーションへの報酬が高齢者と障害福祉サービスでは差異があることも、看護師の保障ができていないことの要因ではないか。
 - 報酬改定の情報について詳細は聞いていないが、国として、医療的ケアや重度の方の対応の方向性（看護師配置や医療連携に関しての報酬増）は出ていることは認識している。報酬改定については、看護師の人材の確保の一助として事業所には伝えていきたい。
 - 神戸市の障害児通所事業所での医療的ケアや専門職の配置状況の把握はどうなっているのか。
 - 看護師の配置や、看護師職員加配加算や医療連携体制加算の請求については把握しているが、まだ少数である。医療的ケアとは限らないが、重症心身障害児の対応している事業所は、放課後デイサービスで15か所／約240か所、重症心身障害児の体制以外でも受け入れている事業所も一定数あるが全体的な把握には至っていない。
 - 家族支援の観点から、3つの課題について述べたい。
 - 1つ目が、家庭でケアを担っているのは、主に母親なので、とても大きな負担となっている。夜中でも起きないといけないため、レスパイトの受け皿が充実するのが大きな課題、レスパイト入院できる施設の整備が必要である。
 - 2つ目に、医療ケア児に対する介護のために、家族への負担が大きく、地域の中で取り残されていることがある。孤立させないためのサポート体制の整備が必要ではないか。
 - 3つ目に、医療的ケア児の兄弟が取り残されてしまっていることが多い。ケア児に介護が必要なために、家族の目が兄弟にまで行き届きにくいことがある。兄弟へのサポートの必要性。
 - 神戸市では、医療的ケア児をレスパイトで受け入れる施設が非常に少ない。医療的ケア児のレスパイト入院や短期入所は、人手やリスクの問題もあり覚悟が必要。報酬的にも割に合わない事業なので、十分な人材を配置できる体制が整えられるように国に働きかけて考えていただきたい。

○家族の孤立化に関して。神戸市の療育センターでは、肢体不自由児の場合、医療的ケアの有無に関わらず、母子（親子）で通園している。家族にとってはかなり負担である一方で、同じような疾患を持つ母親（家族）同士のピアサポートや精神的な支え合いができる。保育所等では、大抵1つの保育所に1人の医療的ケア児となるが、母親間の交流はどうされているのか。

●保育所等では受け入れ人数が1～2名のため、母親同士の交流までには至っていない。

○厚労省のガイドラインでは、保育所等における保育士に関しても3号研修等の研修を受講する人材育成についての提言がされているが、神戸市ではどのように考えているのか。

●保育士の3号研修については、今後検討の上、将来的には進めていく方向としたい。

3. 医療的ケアにかかる支援者への人材育成について

<委員による意見交換>

○看護師の確保に関して、大人の看護をしてきた方が、途中から医療的ケア児の看護には入りにくい。将来のことを見据えて、学生の段階から、医療的ケア児についての講義・講座を増やすとか、保育園に行きボランティアを行うとか、看護師の意識が医療的ケア児へ向くようなことをやって行けばよいのではないか。

○保育士の採用面接時に、中学生時代に「トライやる・ウィーク」で保育・教育施設で体験し興味を持った、という話を多く聞く。医療的ケアに関する事業を体験する機会はあるのか。

●特別支援学校や地域の学校では、中学生の「トライやる・ウィーク」、高校生のボランティアを受け入れている。大学では教員の免許取得のためには、特別支援学校等への介護等体験（実習）が必須である。特別支援教育に興味はなかったが、介護等体験に行ったことで、特別支援学校の教員になる学生もいる。中学生、高校生、大学生の実習やボランティアを受けて入れていくことも、将来の人材育成につながる特別支援学校の大事な役割である。

○少子化で大病院でなければ小児を扱う看護学生の実習ができない実情があり、自信を持って小児の支援ができる看護師は少ない。看護学校でも、特別支援学校等の地域に出て行く実習もかなり増えてきており、訪問看護ステーションも実習枠も広がった。

また、看護師が技術を磨くことも大事である。子育てが一段落してからパートで支援学校に勤務する看護師も多いが、スキルアップへの支援が必要である。リスクへの不安に対しては、事故発生時の組織としてのフォローやサポート体制の整備が必要である。

4. その他

<委員による意見交換>

○医療的ケア児の災害支援の状況についてお伺いしたい。

○酸素や呼吸器の必要な方を優先に、災害時の停電でどれくらいバッテリーが持つのか、避難をどうするのかなどの災害対応マニュアルの作成を神戸市とにこにこハウス医療福祉センターですすめている。

●災害時の電源の確保については、健康局がバッテリーの補助事業（在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業）を実施している。

神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

1. 趣 旨

「医療的ケア児」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

（参考）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第2条

- (1) この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為をいう。
- (2) この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう）に在籍するものをいう）。

（参考）児童福祉法第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 委 員（令和3年11月現在）

※五十音順・敬称略

委 員	もみじ訪問看護ステーション 所長	岩崎 美智子
	にこにこハウス医療福祉センター 施設長	河崎 洋子
	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 監事	神田 圭子
	神戸大学 名誉教授 神戸市こども家庭局総合療育センター診療担当部長	高田 哲 ※会長
	神戸市重度心身障害児（者）父母の会 会長	武田 純子
	神戸市医師会 公衆衛生担当理事	浪方 由美
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	兵庫県立こども病院 小児外科長／家族支援・地域医療 連携部長	畠山 理
	神戸市立青陽須磨支援学校 校長	本條 誠

行政 関 係 者	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	庄田 拓二
	こども家庭局副局長	八乙女 悦範
	こども家庭局母子保健担当部長	東坂 美穂子
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局こども青少年課長	上田 泰
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局幼保振興課長	小園 大介
	こども家庭局指導研修担当課長	福本 由美
	こども家庭局保健医療指導担当課長	井出 絹代
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	西原 美千代

3. 実施状況

- (第1回) 平成29年8月9日 (第2回) 平成30年2月1日
(第3回) 平成30年11月22日 (第4回) 平成31年3月7日
(第5回) 令和2年2月6日 (第6回) 令和2年11月26日
(第7回) 令和3年11月4日